

# 政治家が選挙区内の人に お金や物を贈ることは **禁止**されています。

## 有権者が求めてもいけません！

ルールを守って  
**明るい選挙**



### 1. 後援団体の 寄附禁止

後援団体が、選挙区内にある者に対して花輪、香典、祝儀などを出す  
と処罰されます。  
【落成式や開店祝の花輪】

### 2. 政治家に対する 寄附の勧誘・ 要求の禁止

有権者が、威迫して、あるいは政治家を陥れる目的で寄附を求めると処罰されます。  
【祭りや旅行などへの差し入れ】

### 3. 政治家の 寄附禁止

政治家（候補者、候補者になろうとする者及び現に公職にある者）は選挙区内にある者に対して寄附をすると処罰されます。  
【卒業祝や入学祝、秘書等が代理で出席する場合の結婚祝等】

### 4. 時候の あいさつ状の禁止

政治家は、選挙区内にある者に対し、答礼のための自筆によるものを除き、時候のあいさつ状を出すことが禁じられています。  
【年賀状、暑中見舞等】

### 5. あいさつを 目的とする有料 広告の禁止

政治家や後援団体が、選挙区内にある者に対する有料のあいさつ広告を出すと処罰されます。  
【あいさつ広告】

1. 2. 3及び5によって  
処罰されると、  
公民権停止の対象  
となります。

守ろう「三ない運動」

有権者は  
政治家に寄附を

**求め  
ない**

政治家は  
有権者に寄附を

**贈ら  
ない**

政治家から  
有権者への寄附は

**受け取ら  
ない**

発行：京丹後市明るい選挙推進協議会  
(京丹後市役所 企画総務部 総務課内)